

報道関係者 各位

令和3年 11 月 24 日

【照会先】

秋田労働局労働基準部 健康安全課
課長 佐藤 存
産業安全専門官 田川 健志
(電話) 018-862-6683

建設業の労働災害の減少に向け緊急要請します

～ 関係団体、発注機関への要請等の実施 ～

秋田労働局（局長 川口 秀人）は、本年の建設業の労働災害が大幅に増加していることを踏まえ、建設業関係団体及び建設工事発注機関に対し、建設業における労働災害防止について緊急要請を行います。

【建設業の労働災害の現状】

秋田県の建設業における休業4日以上之死傷者数は、10月末現在187人となっており、昨年同期に比べ、42人（29.0%）の大幅増加となっています。

また、死亡災害は、7月、9月及び10月に発生し、秋田県内の全産業における死亡者6人のうち半数を占めるなど、極めて憂慮すべき状況となっております（資料1「令和3年労働災害発生状況（10月末）」、資料2「令和3年死亡災害発生状況」参照）。

労働災害の発生状況をみますと、屋根、はり等の建築物、足場等高所からの「墜落・転落」災害が63人（うち死亡者1人）と全体の3割を超えているほか、「転倒」災害18人、「切れ・こすれ」災害17人、「はさまれ・巻き込まれ」災害14人などとなっています（資料3「建設業の労働災害が増加中！STOP！労働災害」参照）。

さらに、建設工事現場における新型コロナウイルスの集団感染も発生している状況にあります。

今後、作業環境の変動や、気象条件が悪化する時期を迎え、墜落・転落等をはじめとする災害や新型コロナウイルス感染症の多発が懸念されるところです。

このような状況から、建設業の「労働災害の多発傾向」に歯止めをかけることが喫緊の課題であり、今般、緊急要請を行うものです。

緊急要請では、建設業の関係団体に対して、局長名による緊急要請（資料4「建設業における労働災害減少に向けた緊急要請（概要）」参照、資料3、資料5「STOP！墜落・転落災害」及び資料6「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」を要請書に添付）を行います。建設業労働災害防止協会秋田県支部長へは下記の日時に局長が要請書を手交します。また、建設工事の発注機関に対しても労働

災害防止にかかる協力要請を行います。

なお、労働災害減少に向けて12月を「建設現場年末無災害運動」（資料7参照）として設定し、工事施工業者に対し指導及び啓発を行い災害防止対策の徹底を図ります。

さらに、秋田労働局長及び建設業労働災害防止協会秋田県支部長による合同の「安全パトロール」を実施します。このパトロールについては公開とし12月に実施予定ですが、詳細については、別途プレスリリースを行います。

記

- 1 要請日時 令和3年11月25日（木） 午後3時00分～
- 2 場 所 建設業労働災害防止協会秋田県支部 事務所
（秋田市山王4-3-10）
- 3 実施方法 秋田労働局長が、建設業労働災害防止協会秋田県支部長に対し、労働災害防止のための要請書を手交します。

資料1 令和3年労働災害発生状況（10月末）

資料2 令和3年死亡災害発生状況（10月31日現在）

資料3 建設業の労働災害が増加中！STOP！労働災害

資料4 建設業における労働災害減少に向けた緊急要請（概要）

資料5 STOP！墜落・転落災害

資料6 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」

資料7 建設現場年末無災害運動リーフレット

令和3年労働災害発生状況

(10 月末)

秋田労働局
(令和3年11月9日作成)

号 別	業 種 別	年 別 災 害 別	令和元年		令和2年		令和3年		前 年 増 減	秋 田 署		能 代 署		大 館 署		横 手 署		大 曲 署		本 荘 署																
			死 亡	休業4 日以上	死 亡	休業4 日以上	死 亡	休業4 日以上		死 亡	休業4 日以上	件 数	百分率 (%)	死 亡	休業4 日以上																					
																										1月～10月	1月～10月	2年	3年	2年	3年	2年	3年	2年	3年	2年
1~17	全業種合計		5	1088	7	1087	5	829	6	949	120	14.5	1	303		374	61	2	63	1	167	1	163	1	97	1	139	1	116	1	125	1	85	1	85	
1	製 造 業			219	1	191	1	158	2	167	9	5.7		47		60		13	1	15		36		27		15		26	1	29		21		18	1	18
	食料品製造業			58	1	52	1	41		42	1	2.4		18		14		1		4		4		6		5		9	1	10		6		3		3
	木材・木製品製造業			36		39		28	1	35	7	25.0		5		13		5	1	3		11		7		2		4		4		6		1		2
	鉄鋼・非鉄・金属製品製造業			30		30		26		32	6	23.1		8		16		1		2		9		5				1		4		2		4		6
	一般・輸送用機械器具製造業			19		14		14		12	-2	-14.3		3		3				1		6		2		1		4		3		2		1		
	電気機械器具製造業			13		7		5		11	6	120.0				2				1					2		4		1			2		2		4
	上記以外の製造業			63		49		44	1	35	-9	-20.5		13		12		6		4		6		7		5		4		7		5		7	1	3
2	鉱業(鉱安法適用を除く)			6		2		1		2	1	100.0		1										1						1						
3	建 設 業		1	209	2	200	1	145	3	187	42	29.0		37		60		5	1	7		28		45	1	25	1	33		30	1	25		20		17
	土木工事業			68	1	78		59		64	5	8.5		18		26		2		2		13		15		3		11		14		3		9		7
	建築工事業			115		101		74	3	101	27	36.5		17		21			1	3		12		26		19	1	21		16	1	21		10		9
	鉄骨・鉄筋家屋建築			26		16		10		16	6	60.0		2		2						2		6		4		4				1		2		3
	木造家屋建築			70		63		45	3	60	15	33.3		10		9			1	1		6		18		12	1	13		11	1	15		6		4
	その他の建設業		1	26	1	21	1	12		22	10	83.3		2		13		3		2		3		4	1	3		1			1		1		1	
4	運 輸 交 通 業		1	93	1	94		76		80	4	5.3		38		44		12		5		9		6		8		17		4		4		5		4
	道路貨物運送業		1	81		84		70		72	2	2.9		33		38		12		5		8		5		8		16		4		4		5		4
5	貨物取扱業			1		1		1			-1	-100.0		1																						
6-2	林 業			41	3	39	3	32	1	32	0	0.0	1	3		2		2		2	1	11	1	8		6		5		5		7	1	5		8
8	商 業		2	194		196		146		141	-5	-3.4		62		58		8		14		27		18		17		17		17		17		15		17
	小 売 業		2	166		173		129		120	-9	-7.0		55		44		8		10		21		18		14		14		16		17		15		17
13	保 健 衛 生 業			126		144		112		173	61	54.5		41		86		7		12		32		28		9		20		15		16		8		11
	社会福祉施設			103		109		85		120	35	41.2		27		52		5		10		25		23		9		13		13		13		6		9
14	接 客 娯 楽 業			51		60		38		37	-1	-2.6		16		17		6		1		5		7		4		5		6		7		1		
	飲 食 店			25		20		13		20	7	53.8		8		14		1				2		2				2		1		2		1		
15	清 掃 ・ と 畜 業			37		51		40		21	-19	-47.5		18		10						9		7		7		2		2				3		2
	上記以外の事業 6-1、7、9~12、16、17		1	111		109		80		109	29	36.3		39		37		7		7		10		16		6		14		8		27		10		8

労働者死傷病報告(休業4日以上)を集計したもの。死亡は内数。

令和3年 死亡災害発生状況（令和3年 10 月 31 日現在）

秋田労働局

No	署別	発生月	業種名	年齢 経験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発生状況
1	大館	2月	木材伐出業 (6-2-1)	70歳代 (50~60年)	墜落、転落	その他の 環境等	労働者2名（うち1名が被災者）がフォワーダの荷台に乗り目的地まで移動した。フォワーダは積もった雪（走行路面からの高さは約1m）の横に停車し、被災者は荷台からその積もった雪の上に降車した。被災者はフォワーダの前方の走行路面上に転落し、その直後動き出したフォワーダに轢かれたものと推定される。
2	能代	6月	製材業 (1-4-1)	60歳代 (1年未満)	激突され	その他の木材 加工用機械	リングバーカーを使用した杉丸太の皮剥ぎ作業において、被災者は丸太の押さえローラーを上げた状態で作業中、加工しようとした杉丸太（直径24cm、長さ3.7m）が加工用カッターに接触したはずみで動揺し、被災者の右わき腹に激突したものと推定される。
3	大曲	7月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	60歳代 (10~20年)	感電	送配電線等	個人住宅の軒の補修工事において、被災者が破損した軒を足場上で補修する作業中、足場上にあった電柱から住宅へつながる引き込み線（電線）をくぐり抜けようとした際に、引き込み線の配線の被覆が剥がれていた個所に首が接触したことにより感電したものと推定される。
4	本荘	8月	その他の 製造業 (1-17-9)	50歳代 (1~5年)	はさまれ、 巻き込まれ	その他の 一般動力機械	被災者は一人で土壤改良材の製造作業を行っていたところ、土壤改良材を袋詰めする自動充填機の水平方向に可動する部分と当該機械のフレームとの間に胸部を挟まれた。
5	横手	9月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	70歳代 (1~5年)	交通事故 (道路)	トラック	被災者は、作業現場で発生した廃材を産廃処理場へ軽トラックで運搬・積み下ろした後、作業現場に戻るため道路上を走行し交差点（信号有）を右折したところ、対向車線を直進してきた軽乗用車と衝突した。
6	能代	10月	木造家屋建 築工事業 (3-2-2)	70歳代 (20~30年)	墜落、転落	足場	被災者は、社会福祉施設1階の軒天井を改修するために設けた足場の作業床上（高さ約1.9m）もしくは、足場の昇降設備上から、コンクリート地面に墜落し頭部を強打したものと推定される（災害発生時は保護帽未着用）。

建設業の労働災害が増加中！



STOP！労働災害

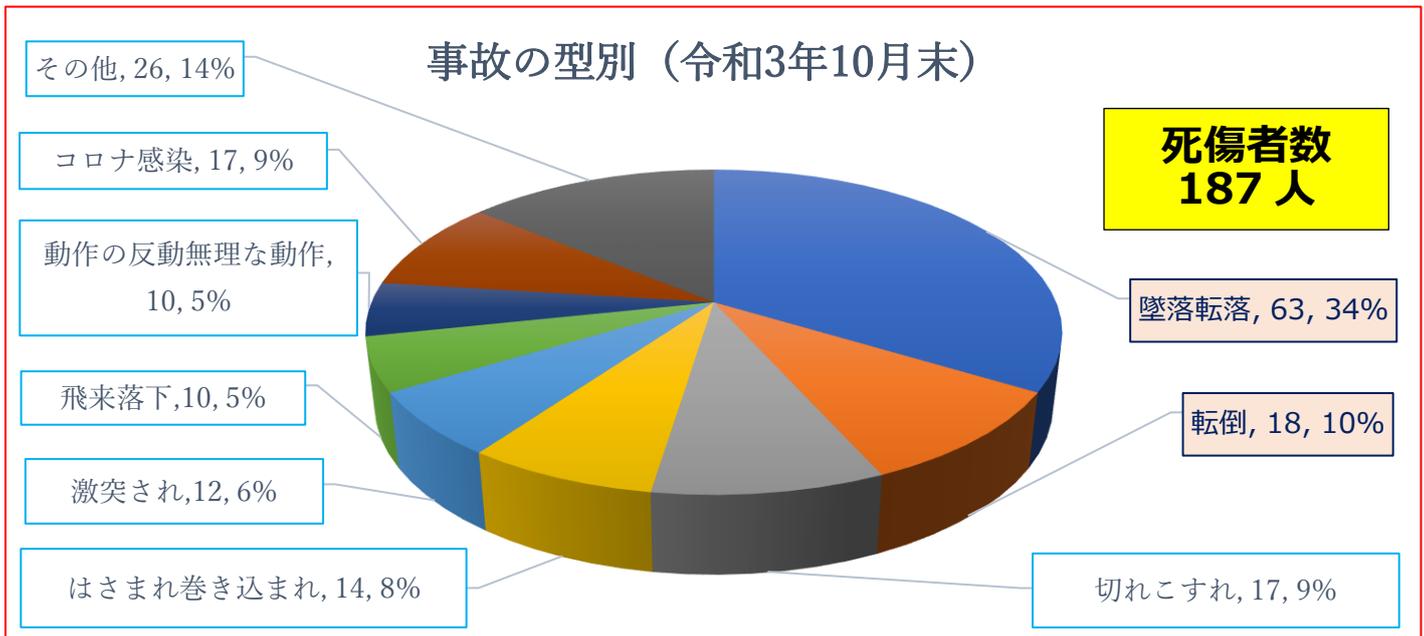
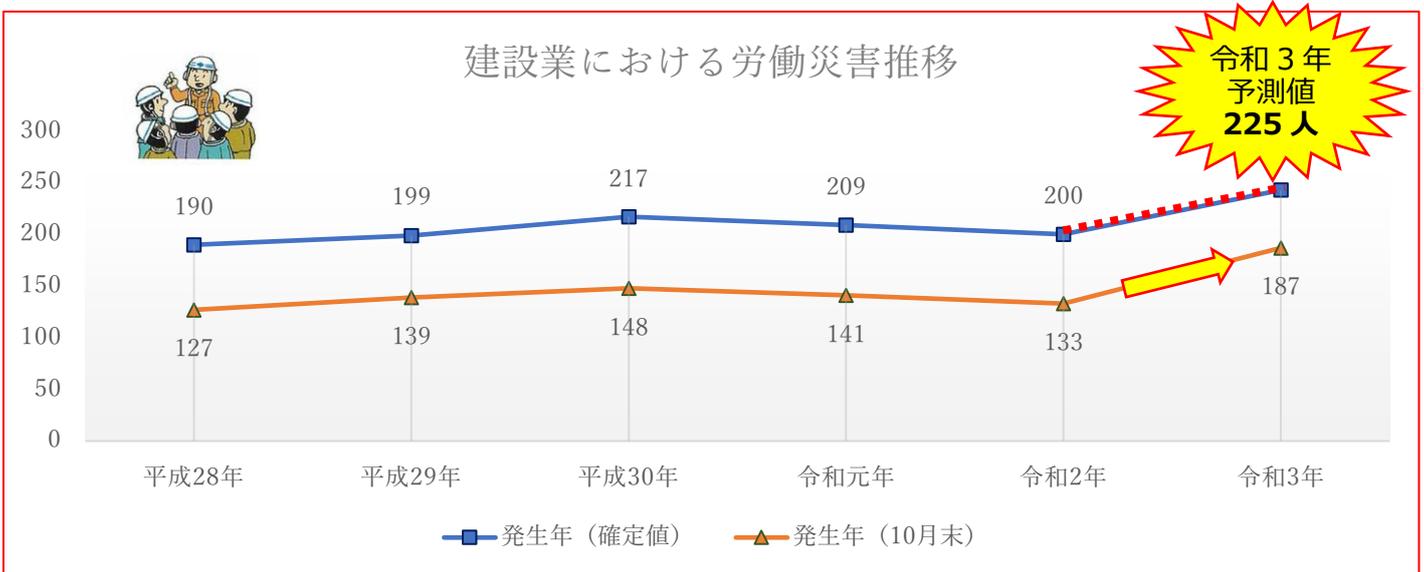
～緊急要請～

墜落・転落や、転倒による労働災害が増えています。点検・対策の徹底・安全衛生教育に取り組んでください。

令和3年における建設業の労働災害が急増しています。

過去5年において建設業の労働災害は200人前後で推移しておりましたが、10月末現在において187人の死傷者数となりこのペースで進むと200人を大幅に超える状況が危惧されます。

建設業における事故の型別では、「墜落、転落」災害が最多で、次に「転倒」災害などの災害が多く発生しております。今後冬期間を迎え作業現場が繁忙になり基本的な安全対策がおろそかにならないようにしたり、凍結箇所での転倒を防止したりするためリスクアセスメントの実施や、作業前の危険予知活動の実施など、災害防止対策の継続をお願いいたします。



要請事項 1

高所作業や足場上で作業する場合の墜落防止措置を徹底して下さい。特に足場の組立においてはイラストにあるような「より安全な措置」を実施した方法を要請いたします。

(1) 足場からの墜落防止措置の実施

足場からの墜落災害を防止するため、以下の「より安全な措置」を講じましょう。

わく組足場



手すり、中さん及び幅木の機能を有する「手すり先行専用型足場」の設置

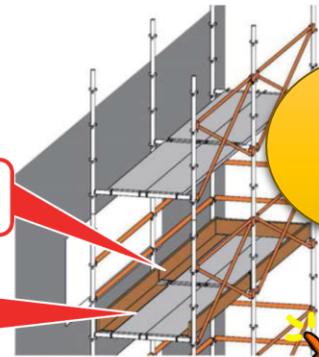
上さんの設置

手すり等、及び中さん等に加え、幅木の設置

床材は建地と隙間を作らないよう設置
(図は床付き幅木の例)

下さんの代わりに、高さ15cm以上の幅木を設置

その他の足場



より安全な措置をお願いします。



建地（脚柱）と床すき間からの墜落・転落防止の措置

すき間対策完了です



このすき間が危険!

OK! OK!

- 床付き布わく複数枚敷きによるすき間の解消例
- L型の部材や幅木付床材等によるすき間の解消例

①原則、足場の建地（脚柱）間の幅と床材の幅は同じ寸法とし、②すき間がある場合は、床材を複数枚設置するか幅木すき間を作らないように設置する。

脚立や梯子からの墜落・転落防止の措置

こうすれば安全

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認

60cm以上上方にだす

75°

滑り止め

しっかり固定!

1. 梯子を上下固定しているか。
2. 足元の滑り止めをしているか。
3. 上部を60cm突き出しているか。
4. 立て掛け角度は75度程度か。

1. 天板に乗って作業しない。
2. 天板を跨いで作業しない。
3. 道具を持って昇降しない。
4. 傾斜地で使用しない。(水平を保つ)

210cm以下の脚立

240cm以上の脚立

上から2段目の高さ

身体をささえる部分

使用最大高さ

※高さ2m以上の作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう!

◎要請項目◎ (1) 高さ2メートル以上の箇所での足場、作業床の設置。手すり等の設置による墜落防止措置。これらが困難な場合、安全ネットの設置や安全帯の使用の徹底 (2) 開口部の養生及び危険箇所の表示 (3) 仮設足場における「より安全な措置」として、わく組足場の上さん及びわく組足場以外の足場への幅木の設置 (4) 仮設足場を設置する場合は、「手すり先行工法」を選択するようにして、足場の組み立て解体時における墜落防止対策を徹底すること (5) 平成31年2月施行の適切なフルハーネス型安全帯の使用 (6) 保護帽（ヘルメット）の着用の徹底

要請事項 2

転倒防止対策について「見える化」対策を積極的に取り入れ、簡潔で分かりやすい表示を行うことを要請いたします。具体的な対策方法は以下の事例を参考に取組んで下さい。

センサーライトの設置で照度確保



階段の段鼻への「見える化」



つまづき防止ステップの設置



道路占用部の敷鉄板上における対策



安全通路段差の見える化



床段差、赤ラインで見える化



※上記事例は、厚生労働省「『見える』安全活動コンクール」から抜粋したもの

◎要請項目◎

- (1) 通路の整備、段差の解消（冬季は融雪剤の散布等）
- (2) 適切な履物の着用
- (3) 作業場所における整理整頓及び照明の確保等
- (4) 出入り口や、除雪後の通路、駐車場周辺など転倒しやすい場所への注意喚起の表示設置
- (5) 暗い箇所へのセンサーライトの設置

要請事項 3

「その他の要請事項」各建設現場において必要な対策を検討してから作業を行うようにして下さい。

1. 重点実施事項

- ① 経営トップによる安全衛生に係る所信の表明及び労働者への周知
- ② 経営トップや安全管理者等による安全パトロールの実施



2. 安全衛生管理体制の整備及び安全衛生活動の実施

- ① 事業場内の安全衛生管理体制の整備と安全衛生活動の活性化
- ② 建設労働者に対する安全衛生教育の徹底
- ③ 工事着手前のリスクアセスメントの実施及び作業開始前の危険予知（KY）活動の実施
- ④ 建設現場での労働災害防止のための基本的ルールの遵守
- ⑤ 現場責任者による巡視及び点検の確実な実施



3. 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 3密とならない対策の徹底
- ② 検温、手洗い、手指消毒等の実施、マスクの着用等
- ③ 休憩所、更衣室などの場所または飲食時における感染防止対策の実施と労働者への注意喚起

4. 建設機械、移動式クレーン等災害の防止

- ① 作業計画の作成による安全作業の確保と有資格者による運転操作の徹底
- ② 建設機械等の立入禁止区域の明確化、作業半径内の立入禁止措置の徹底及びやむを得ず立入る際の運転停止の徹底
- ③ 機械との接触及び機械の転落等の防止のための誘導者の配置及び誘導の徹底



5. 土砂崩壊災害の防止

- ① 作業前等における地山の点検の実施
- ② 掘削工事における土止め支保工の設置の徹底



6. 感電災害の防止

- ① 停電作業または電路の移設、電線等の防護等
- ② 適切な器具の使用、保護具の着用等



7. 交通労働災害の防止

- ① 適正な労働時間及び走行管理等
- ② 交通法令の遵守
- ③ 安全教育の実施、交通労働災害防止の意識高揚等



ご不明な点は、秋田労働局、各労働基準監督署にお尋ねください。

秋田労働局 健康安全課	秋田市山王7-1-3	TEL 018-862-6683
秋田労働基準監督署	秋田市山王7-1-4	TEL 018-801-0822
能代労働基準監督署	能代市末広町4-20	TEL 0185-52-6151
大館労働基準監督署	大館市字三ノ丸6-2	TEL 0186-42-4033
横手労働基準監督署	横手市旭川1-2-23	TEL 0182-32-3111
大曲労働基準監督署	大仙市大曲日の出町1-3-4	TEL 0187-63-5151
本荘労働基準監督署	由利本荘市給人町17	TEL 0184-22-4124

建設業における労働災害減少に向けた緊急要請（概要）

秋田労働局（局長 川口秀人）は、建設業における労働災害が大幅に増加していることから、「建設業における労働災害撲滅に向けた緊急要請」を下記1の建設業に係る関係団体等に対して行います。また、下記2の建設工事発注機関に対しても労働災害防止に関する協力要請を行います。要請事項（取組事項）は、下記3のとおりです。

さらに、秋田労働局では、労働災害減少に向けて12月1日～12月31日までを「建設現場年末無災害運動」月間として設定し、工事施工業者に対し指導及び啓発を行い災害防止対策の徹底を図ります。

記

- 1 緊急要請先の関係団体
建設業労働災害防止協会秋田県支部 ほか18団体
- 2 緊急要請（協力要請）先の発注機関
国 国土交通省秋田河川国道事務所 ほか7機関
県、市町村
秋田県建設部、秋田県農林水産部、秋田市 ほか27市町村
- 3 取組事項
 - I 重点事項
 - 1 経営トップによる安全衛生に係る所信の表明及び労働者への周知
 - 2 経営トップや安全管理者等による安全パトロールの実施
 - II 各種労働災害防止対策の具体的実施事項
 - 1 安全衛生管理体制の整備及び安全衛生活動の実施
 - ①事業場内の安全衛生管理体制の整備と安全衛生活動の活性化
 - ②建設労働者に対する安全衛生教育の徹底
 - ③工事着手前のリスクアセスメントの実施及び作業開始前の危険予知（KY）活動の実施
 - ④建設現場での労働災害防止のための基本的ルールへの遵守
 - ⑤現場責任者による巡視及び点検の確実な実施
 - 2 墜落・転落災害の防止
 - ①高さ2メートル以上の箇所での足場、作業床の設置。手すり等の設置による墜落防止措置。これらが困難な場合、安全ネットの設置や安全帯の使用の徹底
 - ②開口部の養生及び危険箇所の表示
 - ③仮設足場における「より安全な措置」として、わく組足場の上さん及びわく組足場以外の足場への幅木の設置
 - ④仮設足場を設置する場合は、「手すり先行工法」を選択し、足場の組み立て解体時における墜落防止対策を徹底
 - ⑤平成31年2月施行の適切なフルハーネス型安全帯の使用
 - ⑥保護帽（ヘルメット）の着用の徹底
 - 3 新型コロナウイルス感染症対策

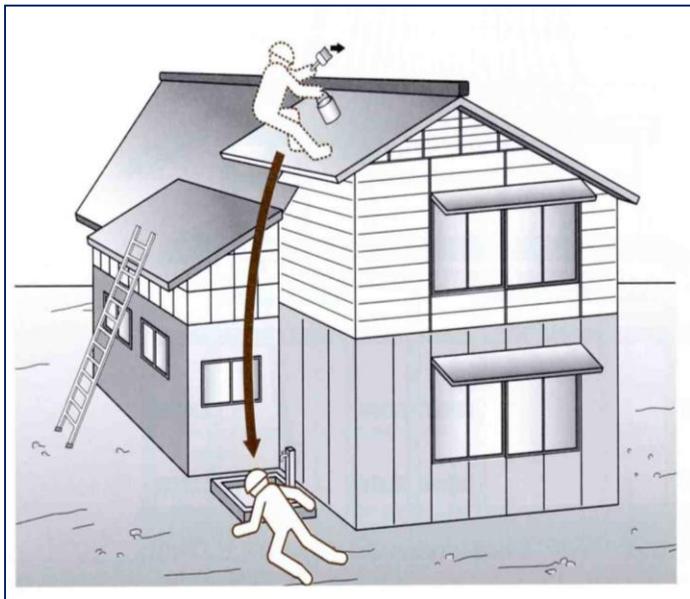
- ①密集、密接、密閉とならない各種対策の徹底
 - ②検温、手洗い、手指消毒等の実施、マスクの着用等
 - ③休憩所、更衣室などの場所または飲食時等における感染防止対策の実施と労働者への注意喚起
- 4 建設機械、移動式クレーン等災害の防止
- ①作業計画の作成による安全作業の確保と有資格者による運転操作の徹底
 - ②建設機械等の立入禁止区域の明確化、作業半径内の立入禁止措置の徹底及びやむを得ず立入る際の運転停止の徹底
 - ③機械との接触及び機械の転落等の防止のための誘導者の配置及び誘導の徹底
 - ④荷のつり上げ作業時における、つり荷下への立ち入り禁止措置の徹底
- 5 土砂崩壊災害の防止
- ①作業前等における地山の点検の実施
 - ②掘削工事における土止め支保工の設置の徹底
- 6 転倒災害の防止
- ①通路の整備、段差の解消（冬期間には融雪剤の散布等）
 - ②適切な履物の着用
 - ③作業場所における整理整頓及び照明の確保等
- 7 感電災害の防止
- ①停電作業または電路の移設、電線等の防護等
 - ②適切な器具の使用、保護具の着用等
- 8 交通事故防止
- ①適正な労働時間及び走行管理等
 - ②交通法令の遵守
 - ③安全教育の実施、交通労働災害防止の意識高揚等

添付資料

- ①「建設業の労働災害が増加中！STOP！労働災害」リーフレット
- ②「STOP！墜落・転落災害」リーフレット
- ③「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」リーフレット
- ④「建設現場年末無災害運動」リーフレット

STOP!墜落・転落災害

県内の木造家屋建築工事現場で墜落・転落による重篤な労働災害が多発しています。



★ 墜落制止用器具は着用だけでなく使用しなければ意味はありません！

★ 作業開始前後には手すり・中さん等が外れていないか点検しましょう！

②手すり・中さん等の設置

- ・中さんは35cm～50cmの高さとしましょう。
- ・中さんの代わりにX字型の2本の斜材も使用できます。



①作業床の設置

- ・作業床の幅は40cm以上としましょう。
- ・床材と建地（支柱）の間間は12cm未満としましょう。



安全確保



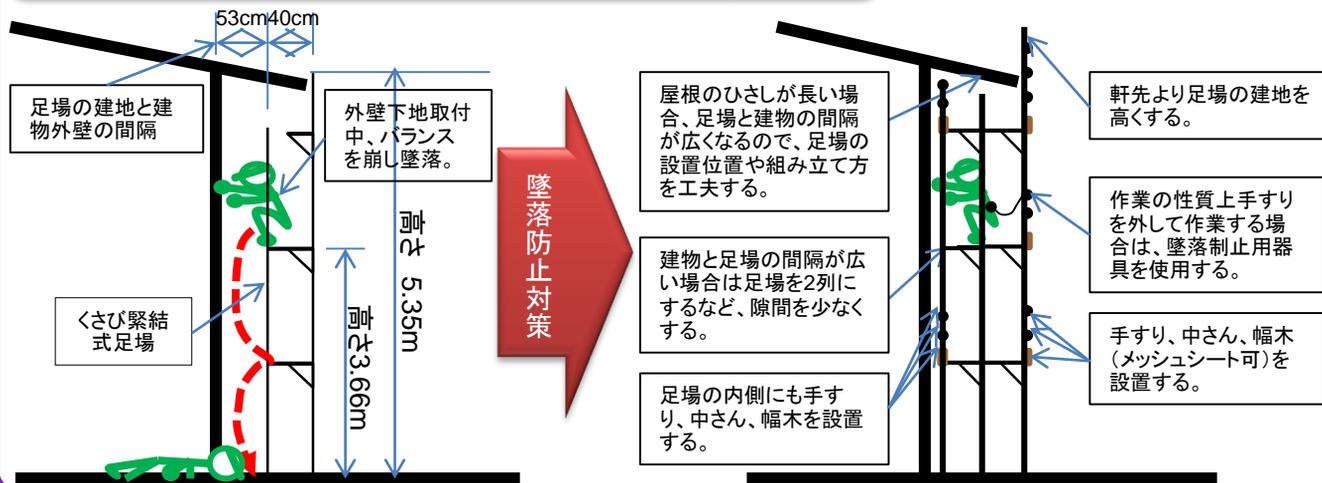
③墜落制止用器具の使用

- ・一時的に開口部等が生じる場合には必ず墜落制止用器具を使用しましょう

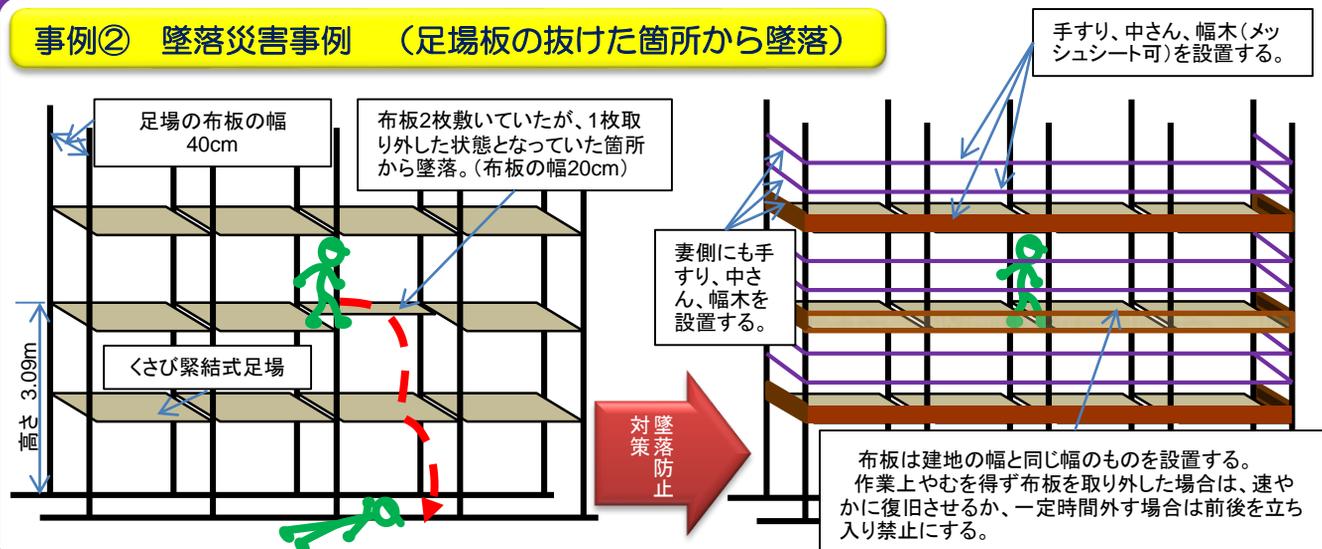


過去の災害事例から見た、労働災害防止対策例

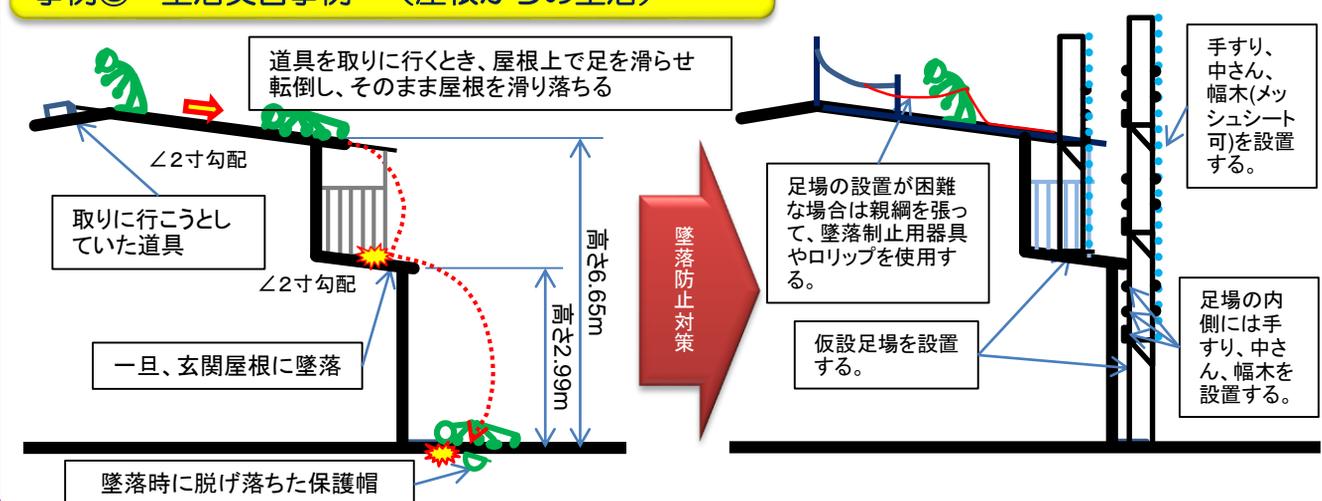
事例① 墜落災害事例（足場と建物の間からの墜落）



事例② 墜落災害事例（足場板の抜けた箇所から墜落）



事例③ 墜落災害事例（屋根からの墜落）



建築現場で違反を指摘されることの多い事例

① 墜落転落防止対策の違反



建て方中に、墜落防止用ネットが未設置だった事例
(写真は改善後の状況)



常設階段を設置する前の開口部に手すり等が未設置だった事例 (写真は改善後の状況)

はしごの固定も忘れずに！
(写真の状況は適切です)



足場の妻側に手すり、中さん、幅木が未設置だった事例 (写真は違反指摘時の状況) 足場の外側と内側の設置方法は適切



昇降設備に手すりの中さんが未設置だった事例 (写真は違反指摘時の状況)

② 物体の飛来落下防止措置の違反



足場の内側に幅木が未設置だった事例 (写真は改善後の状況)

外側にメッシュシートを設置する現場は増えていますが、内側に幅木未設置の違反が多くあります。

③ 木工機械の安全対策の違反



携帯用丸ノコ盤の接触予防装置を固定して使用している事例 (写真は改善後の状況)

木片や紐での固定は止めましょう！

④ 法定の掲示物が設置されていない違反

- 各作業主任者の掲示は、氏名と職務の両方の掲示が必要です。掲示が無い場合や、掲示していても氏名のみで職務の掲示がない場合も違反となります。
- 足場作業床の最大積載荷重が未掲示の違反。
- その他、労災保険成立票や建築確認済票も掲示しましょう。

忘れずに
掲示しよう！



足場等の組立て等 作業主任者職務

1. 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
2. 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
4. 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

作業主任者
職 氏 名

木造建築物の組立て等 作業主任者の職務

1. 作業の方法及び順序を決定し、作業を直接指揮すること。
2. 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

作業主任者
職 氏 名

足場作業床 最大積載荷重

1スパン kg

↓こちらも掲示しましょう↓

労災保険関係成立票

保険関係成立年月日	平成 年 月 日
労働保険番号	
工事期間	自 年 月 日 至 年 月 日
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

建築基準法による確認済

確認年月日番号	年 月 日 第 号
確認済証交付者	
建築主又は築造主氏名	
設計者氏名	
工事監理者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
建築確認に係るその他の事項	

建設工事に従事する一人親方の皆様へ

「労災保険の特別加入」してありますか？

建設業の一人親方等のうち、不幸にも毎年80人前後の方が作業中の事故等により死亡していますが、被災者の約45%は労災保険に特別加入していませんでした。

一人親方として働いている場合、作業中や通勤途中に事故に遭ったとしても、**労災保険に特別加入していなければ、労災保険からの補償は一切行われ**ないため、治療費の負担や、治療中の収入減などが生活に大きな影響をもたらします。



労災保険に特別加入するためには、特別加入団体を経由して、申請手続きを行う必要があります。

まずは、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

「石綿障害予防規則」が改正されました 木造建築物の解体作業時に石綿含有建材の有無を確認してください！

改正前		現行（令和3年4月以降）※下線部分が改正	
<p>レベル1 石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届 ※十四日前</p> <p>事前調査 作業計画 掲示</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p>	<p>レベル1 石綿含有吹付け材</p>	<p>事前調査 ※<u>調査方法を明確化</u> <u>資格者による調査</u> 調査結果の3年保存、現場への備え付け</p> <p>集じん・排気装置の初回時、<u>変更時点検</u></p>
<p>レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届 ※工事開始前</p> <p>湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断</p> <p>作業開始前の負圧点検等</p>	<p>レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p>	<p><u>調査結果の3年保存、現場への備え付け</u> 作業計画 <u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u> 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断</p> <p>作業開始前、<u>中断時の負圧点検</u></p> <p><u>隔離解除前の取り残し確認</u></p>
<p>レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 		<p><u>けい酸カルシウム板1種※2（破砕時）</u> <u>仕上げ塗材（電動工具での除去時）</u></p> <p>レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>	<p>特別調査結果等の届出（一定規模以上の工事※1が対象）</p> <p>計画届（レベル2も計画届）※十四日前</p> <p>隔離 ※負圧は不要</p>

※1. 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※2. 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1,2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

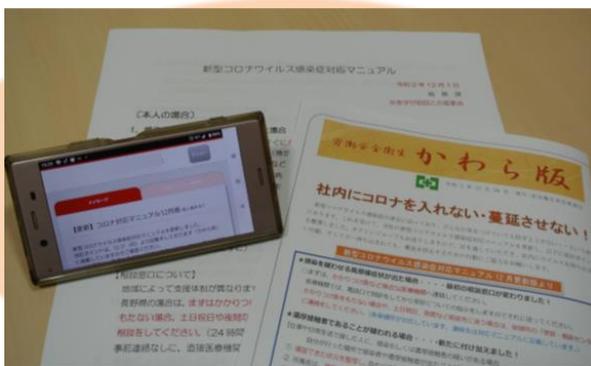
リーフレットは厚生労働省ホームページからダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
- [手順]
- ①感染リスクのある社員の自宅待機
- ②濃厚接触者の把握
- ③消毒
- ④関係先への通知など

手順全文は（独）労働者健康安全機構長野産業保健総合支援センターホームページからダウンロード可能です。



体調確認アプリの活用（その他の事業）



- 従業員が日々の体温等の体調を入力し、管理者が入力状況を確認できるアプリを活用して、体調に異常のある者に対して在宅勤務やかかりつけ医への電話相談等の対応を促している。

※本事例では、長崎県健康管理チャットサービス（N-CHAT）を使用

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- ▶ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

昼休みの時差取得（製造業）

区分	就業時間	休憩時間	労働時間
1直	7:00 ~ 16:00	① 11:00 ~ 12:00	8.0Hr
		② 11:30 ~ 12:30	
2直	16:00 ~ 1:00	① 20:00 ~ 21:00	8.0Hr
		② 20:30 ~ 21:30	

※休憩時間の3密回避のため、時間帯を二つに分けることとする。

- ▶ 休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、休憩時間帯を2つに分けることとした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- ▶ 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- ▶ 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

感染症防止5 Phòng chống nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus)

- 手洗い うがい 確実に！
- 十分とろう 睡眠は！
- 毎朝検温 忘れずに！
- 人混み避けよう！マスクせよ！
- 必ず換気 休憩所！

- Rửa tay súc miệng chắc chắn!
- Có đủ giấc ngủ!
- Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
- Hãy tránh đám đông! Đeo trên một mặt nạ!
- Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- ▶ 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- ▶ このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- ▶ 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- ▶ 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- ▶ 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はいいいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はいいいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はいいいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はいいいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はいいいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はいいいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はいいいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はいいいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はいいいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、密接がなくてもマスクの着用を求めている。	はいいいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999

秋田労働局建設現場年末無災害運動(令和3年12月)実施要項

1 趣旨・目的

年末は、建設工事現場が繁忙時期に入るとともに、降雪期を迎え作業環境が厳しくなることに伴って労働災害が増加することが懸念されるため現場の安全配慮が必要です。

また、過去にも冬季時の降雨後に発生した土砂崩壊事故のように、天候が影響した多くの自然災害が全国的に発生し、これらの対策を講じた現場の在り方も重要になっています。

このようなことから、秋田労働局では、建設事業者に対し、年末の労働災害発生を防止することを目的に、12月1日から31日までの期間を、「建設現場年末無災害運動～令和3年の年末も笑顔で過ごそう～」と定め、経営トップ・現場管理者及び現場作業員に対し、労働災害防止に向けた指導、周知等を実施します。

2 現場における重点実施事項

1 経営トップの労働災害防止に関する方針表明

- ① 経営トップによる安全衛生に係る所信の表明及び労働者への周知
- ② 経営トップや安全管理者等による安全パトロールの実施



3 各種労働災害防止対策の具体的実施事項

1 安全衛生管理体制の整備及び安全衛生活動の実施

- ① 事業場内の安全衛生管理体制の整備と安全衛生活動の活性化
- ② 建設労働者に対する安全衛生教育の徹底
- ③ 工事着手前のリスクアセスメントの実施及び作業開始前の危険予知(KY)活動の実施
- ④ 建設現場での労働災害防止のための基本的ルールへの遵守
- ⑤ 現場責任者による巡視及び点検の確実な実施

2 墜落・転落災害の防止

- ① 高さ2メートル以上の箇所での足場、作業床の設置。手すり等の設置による墜落防止措置。これらが困難な場合、安全ネットの設置や安全帯の使用の徹底
- ② 開口部の養生及び危険箇所の表示
- ③ 足場における「より安全な措置」として、わく組足場の上さん及びわく組足場以外の足場への幅木の設置
- ④ 足場を設置する場合は、「手すり先行工法」を選択し、足場の組立解体時における墜落防止対策を徹底
- ⑤ 平成31年2月施行の適切なフルハーネス型安全帯の使用
- ⑥ 保護帽(ヘルメット)の着用の徹底

3 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 密集、密接、密閉とならない各種対策の徹底
- ② 検温、手洗い、手指消毒等の実施、マスクの着用等
- ③ 休憩所、更衣室などの場所または飲食時等における感染防止対策の実施と労働者への注意喚起

4 建設機械、移動式クレーン等災害の防止

- ① 作業計画の作成による安全作業の確保と有資格者による運転操作の徹底
- ② 建設機械等の立入禁止区域の明確化、作業半径内の立入禁止措置の徹底及びやむを得ず立入る際の運転停止の徹底
- ③ 機械との接触及び機械の転落等の防止のための誘導者の配置及び誘導の徹底
- ④ 荷のつり上げ作業時における、つり荷下への立ち入り禁止措置の徹底



5 土砂崩壊災害の防止

- ① 作業前等における地山の点検の実施
- ② 掘削工事における土止め支保工の設置の徹底

6 転倒災害の防止

- ① 通路の整備、段差の解消(冬季には融雪剤の散布等)
- ② 適切な履物の着用
- ③ 作業場所における整理整頓及び照明の確保等

7 感電災害の防止

- ① 停電作業または電路の移設、電線等の防護等
- ② 適切な器具の使用、保護具の着用等

8 交通労働災害の防止

- ① 適正な労働時間及び走行管理等
- ② 交通法令の遵守
- ③ 安全教育の実施、交通労働災害防止の意識高揚等





安全第一

建設現場 年末無災害運動

～ 令和3年の年末も笑顔で過ごそう ～

令和3年 12月1日～12月31日



無災害で
お願いします



秋田労働局・各労働基準監督署